

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第 367 号
令和 6 年 7 月 1 日

住所（所在地）

大阪市東成区大今里西一丁目 19 番 38 号

氏名（名称及び代表者の氏名）

大東衛生株式会社 代表取締役 渡部 敏弘

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
指 定 番 号	第 1 0 2 1 号
事業の範囲	業務の種別 取り扱う一般廃棄物の種類
	再生活用業 動植物性残渣 以上 1 種類
再生利用の方法	動植物性残渣を加工し、肥料用原料として全量売却
取 引 関 係	取 引 先：大阪市内の事業者
指 定 期 限	令和 8 年 6 月 3 0 日
指 定 条 件	①取り扱う一般廃棄物は、肥料用原料となるものに限る。 ②事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を得ること。 ③再生活用業に係る施設の所在地は、 大阪市住之江区平林南一丁目 6 番 47 号とする。